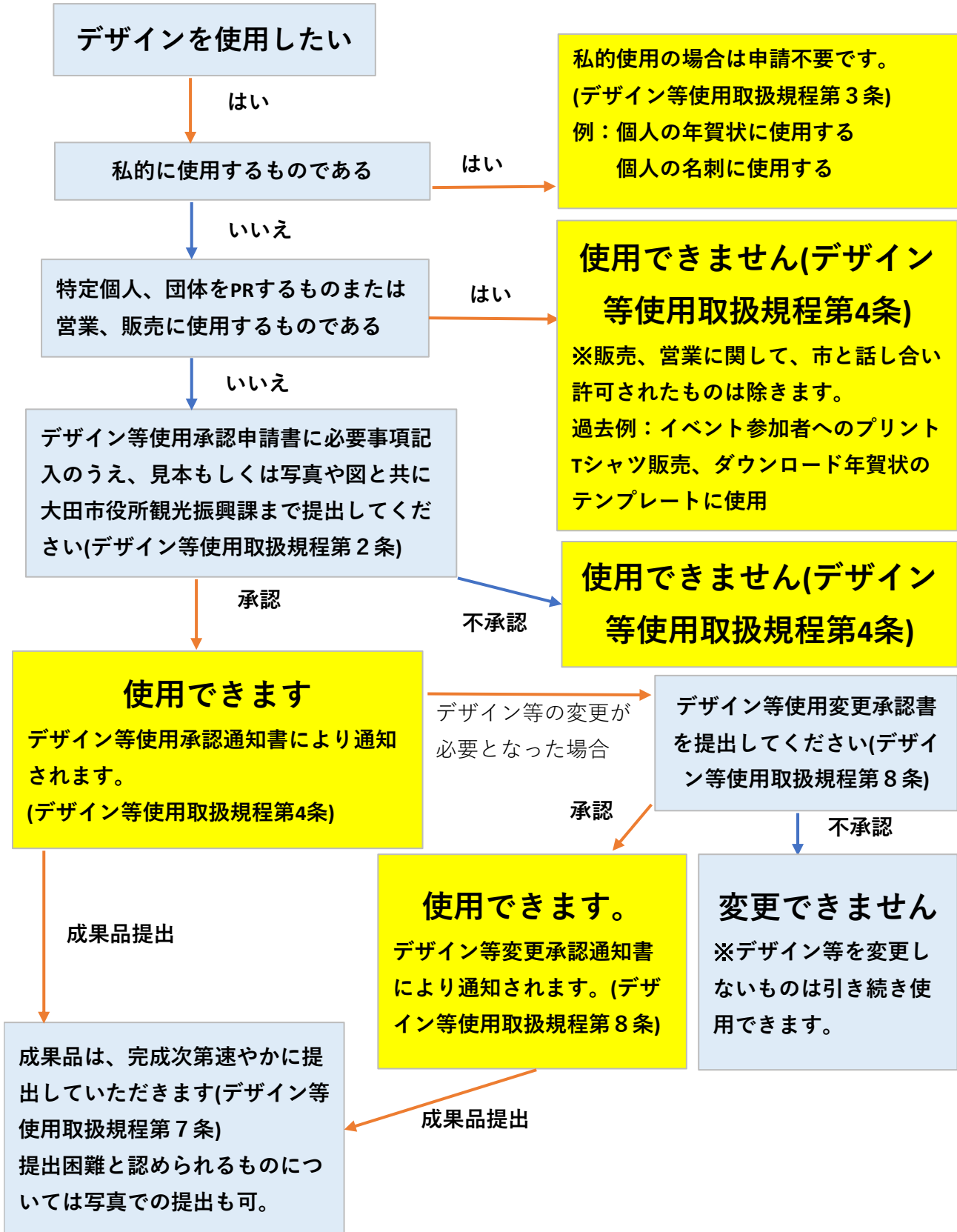


デザイン使用フローチャート

詳細については「デザイン等使用取扱規程」及び「デザインマニュアル」をご覧ください。



デザイン使用Q&A

詳細については「デザイン等使用規程」及び「デザインマニュアル」をご覧ください。

Q.らとちゃんのデザインはどの程度までの変更が可能ですか。

A.らとちゃんの設定やイメージに合った範囲内で、ポーズ、服装、道具、表情に限り変更可能です。可能変更例としては基本ポーズにない感情表現(飛びあがって喜ぶ、恥ずかしがるなど)、地域や職業をPRする服装、道具(祭りのハッピーや消防服を着る、鍬や聴診器を持つなど)、一般的なシチュエーション(机で文字を書く、走る、料理をするなど)です。変更前には必ず観光振興課へご相談ください。

Q.らとちゃんにセリフやフキダシを付けることは可能ですか。

A.可能です。ただし、らとちゃんの設定やイメージの範囲内に限り、且つ特定の企業や団体をPRする言葉を付けることはできません。

Q.らとちゃんのデザイン使用料はかかりますか。

A.デザイン使用料は無料です。

Q.らとちゃんの名称を商品に使うことはできますか。

A.設定やイメージに反しない範囲で使用することはできます。ただし、設定と無関係のイメージ付け(例.らとちゃん大好き米粉揚げパン)や、らとちゃん=食品と誤解を与えるようなもの、調理方法との組み合わせ(例.らとちゃん揚げ)はできません。

Q.使用期間はありますか。

A.使用承認を受けた日からその年度の末日までです。年度が変わって引き続きデザインを使用される場合は、改めて申請いただき使用承認を受ける必要があります。

Q.チラシに使うのも申請が必要ですか。

A.申請が必要です。

Q.申請書はメールやFAXで提出していいですか？

A.事前の相談等は電話やメールで構いませんが、申請書は押印したものを郵送または持参により提出してください。